

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 6年 8月28日

住所 沖縄県那覇市宇栄原四丁目6番22号
氏名 株式会社北盛建設 代表取締役 北谷 清盛

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日	令和 6年 8月28日	許可番号	第06240296号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	1 施設の種類 がれき類の破碎施設(令第7条第8号の2) 自走式一軸破碎機(ZR950JC) 2 産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)		
設置場所	沖縄県糸満市字国吉仲毛原 722 番 1		
処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 648t/日(8時間) 81t/時間		
許可の条件	環境保全上の支障が生じた場合には、原因を究明し、速やかに必要な対策を講じること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	① 有 ・ 無 令和4年11月5日付産業廃棄物収集運搬業許可証(許可番号第04704139393号)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査を受けること。		

(許可等の履歴)

令和 6年 8月28日 設置許可